申請者の連絡先 別記様式第四(第八条関係) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —							
設	限外積載 備外積載 台 乗 車	許可	申	請書			
警察署	長殿	申請	者	年 所 名	月		日
申請者の免許の種類		免許証	番号				
車両の種類				されてい	る番号		
± ± 0 ± 1	長さ	悼		高	3	最大積	載重量
車両の諸元	m		m		m		kg
運搬品名		•		II.			
制限を超える大きさ	長さ	帽	i	高	さ	重	量
又は重量	m		m		m		kg
制限を超える積載の	 前	後	Ž	左	-	ź.	
方法	m		m		m		m
設備外積	載の場所	 折		十一 に 身	乗 せ ろ	人 員	
BA VIII / I DA	1).	21	11.	, , ,	K C 0	<u> </u>	
運転の期間	年	月	日から	年	月	日ま	で
	出発力	也 経	由	地	目	的	地
運転経路							
	通行する道	路		I			
第 号		•					
制限外許可証							

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

 年
 月
 日

 警察署長
 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格Α列4番とする。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、窓口は交通規制課となります。)この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)なお、処分の取消しの訴えにおいては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。